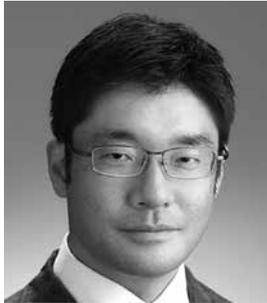


# ブドウ品種を軸に据えたワインの地域ブランド を考える視点:海外動向の分析から

Grape varieties and regional wine brands



児玉 徹：流通経済大学 流通情報学部 教授

略 歴

株式会社電通、九州大学及び筑波大学准教授、カトリックルーヴァン大学法学部（ベルギー）招聘教授（Visiting Fellow/Global Law Professor）、コロンビア大学及びデューク大学（米国）法科大学院客員研究員（Visiting Scholar）、オークランド大学（ニュージーランド）メディア研究科客員研究員（Research Fellow）等を経て、現職。筑波大学大学院国際経営プロフェッショナル専攻（MBA）でも教鞭を執る。

[要約] ワインに関する地域ブランドの構築・推進は、世界のワイン産地にとって極めて重要な政策課題である。強い地域ブランドは、ワインツーリズム等の派生産業の発展にも欠かせない。ワインに関する地域ブランドは、様々な要素によって構成されるが、中でも最も重要な構成要素の一つが、ブドウ品種である。本稿では、ブドウ品種を軸に据えたワインの地域ブランドを考えるための幾つかの視点を、海外事例の分析を通して、提示する。

## 1. はじめに

ワインに関する地域ブランドの構築・推進は、世界のワイン産地にとって極めて重要な政策課題である。強い地域ブランドは、ワインツーリズム等の派生産業の発展にも欠かせない。ワインに関する地域ブランドは、様々な要素によって構成されるが、中でも最も重要な構成要素の一つが、ブドウ品種である。

本稿では、ブドウ品種を軸に据えた地域ブランド政策に関して、（１）世界を席卷するフランス系の主要ブドウ品種、（２）テロワール言説の世界的普及、（３）地域固有品種の再評価、（４）アメリカ系品種に対する差別構造の存在、（５）高耐病性ブドウ品種の研究開発、（６）混植混醸の再評価、（７）地球温暖化の影響、という7つの分析視座を海外

事例の分析を通して提示する。

この分析視座は、茶、コーヒーやカカオなどの他のグローバルに流通する農産物の品種を軸とした地域ブランド政策についても、重要な示唆を与える。

なお本稿は、科学研究費プロジェクト「ワインツーリズム推進策の国際比較的地域からの政策人類学的な分析」（18K11861）の成果の一つとして発表するものである。

## 2. 世界を席卷する フランス系主要品種

### 2.1 世界のワイン産地での栽培面積が拡大するフランス系主要品種

ワイン用のブドウ品種は、世界に5000種あると言われており、Robinson（2012）には、1368種が掲載されている。ワイン用に栽培さ

れるブドウ品種は、大まかに、ヨーロッパ系種群、アメリカ系種群、東アジア種群の三大ブドウ種群に大別される。ヨーロッパ系種群の学名はヴィティス・ヴィニフェラ（Vitis Vinifera）であり、「ワインをつくるブドウ」という意味である。他方で、アメリカ系種群は、その代表的種をヴィティス・ラブラスカ（Vitis Labrusca）と呼び、これは「野蛮なブドウ」という意味である。

ワイン用ブドウ品種として世界で最も広範囲に渡って普及しているのは、ヨーロッパ系のヴィティス・ヴィニフェラ種である。ヴィティス・ヴィニフェラ種の中でも、世界で最も広い栽培面積を誇るのが、フランス系の主要品種である。

AndersonとNelgenの調査によれば、2016年の世界における栽培面積の上位10品種に、カベルネ・ソーヴィニヨン（1位）、メルロ（2位）、シャルドネ（5位）、シラー（6位）、ソーヴィニヨン・ブラン（8位）、ピノ・ノワール（10位）という6つのフランス系の品種が入っている（Anderson & Nelgen, 2020, p.22）。2000年から2016年の期間において、世界的に栽培面積が拡大した品種の上位2位～7位も、フランス系品種（上位から順にカベルネ・ソーヴィニヨン、シラー、ソーヴィニヨン・ブラン、シャルドネ、メルロ、ピノ・ノワール、ピノ・グリ）が占めた<sup>1</sup>（Anderson & Nelgen, 2020, p.23）。

また、2000年から2016年の間において、世界のワイン用ブドウ栽培面積においてフラン

ス系品種の栽培面積が占める割合は、29%から39%に増加した（Anderson & Nelgen, 2020, p.6）。ワインの新世界（ワイン新興国群）のワイン用ブドウ栽培面積におけるフランス系品種の栽培面積が占める割合は特に大きく、2000年において59%であったのが、2016年には68%に拡大している（Anderson & Nelgen, 2020, p.7）。

表1は、国内でのワイン用ブドウ栽培面積に占めるフランス系品種の栽培面積の割合が高い国を、同割合の高い順にリストアップしたものである。同表の1～7位にあるワインの新世界（ワイン生産の新興国群）の国々では、本家のフランス以上に、フランス系品種の占める割合が高い。

表1:国内でのワイン用ブドウ栽培面積に占めるフランス系品種の栽培面積の割合が高い国

1.	ニュージーランド：約96～97%
2.	オーストラリア：約90%
3.	南アフリカ：約83%
4.	チリ：約81～82%
5.	イギリス：約76～77%
6.	カナダ：約75～76%
7.	アメリカ：約72～73%
8.	フランス：約63～64%

（Anderson & Nelgen, 2020, p.27にあるTable 16をもとに筆者作成）

他方で、表2で示したように、ワインの旧世界（ワイン生産の伝統国群）の国々では、新世界の国々ほどには、フランス系品種の栽培面積は広がっていない。しかしこれら旧世界の国々においても、フランス系品種の栽培面積は拡大傾向にある。AndersonとNelgenの調査によれば、旧世界において、ワイン用

1 同ランキングの1位はスペイン系品種のテンブラリーニョであるが、世界におけるテンブラリーニョの栽培地はスペインにほぼ集中しており、そのスペインにおいて同品種の栽培面積が拡大したことによる。

ブドウ栽培面積におけるフランス系品種の栽培面積が占める割合は、2000年から2016年にかけて21%から29%に拡大した（Anderson & Nelgen, 2020, p.7）。

表2:旧世界の国々でのワイン用ブドウ栽培面積に占めるフランス系品種の栽培面積の割合

- |                   |
|-------------------|
| 1. ドイツ：約27~28%    |
| 2. イタリア：約17~18%   |
| 3. オーストリア：約16~17% |
| 4. スペイン：約10%      |
| 5. ポルトガル：約8~9%    |

(Anderson & Nelgen, 2020, p.27にあるTable 16をもとに筆者作成)

## 2.2 フランス系主要品種の世界的普及の背後にあるもの

### <フランスのワイン産地の情報発信力>

フランス系品種が世界的に普及していること背景には、フランスのワイン産地が有する情報発信力の強さ、そしてその情報発信に裏打ちされたグローバル市場における地域ブランドの強さがある。

フランスのブルゴーニュやボルドーなどの著名ワイン産地は、当該産地内で生産されるワインの高級イメージに関する情報デザインをつくりあげ、世界に向けて発信してきた。その過程で、当該産地でのワインづくりに使用される特定の主要品種の知名度も世界的に高まっていった。例えば、ブルゴーニュが高級ワイン産地としてのブランドイメージを世界的に確立していく過程では（児玉, 2021b）、当該地の赤ワイン用ブドウ品種であるピノ・ノワールの「高級品種としてのブランド価値」も世界的に普及していった。

### <地理的表示制度>

上述のように、フランスの著名ワイン産地

の地名と当該地で栽培される主要ブドウ品種の名前がセットになって、世界のワイン産地に浸透していったことが、フランス系主要品種の世界的普及に大きく貢献した。

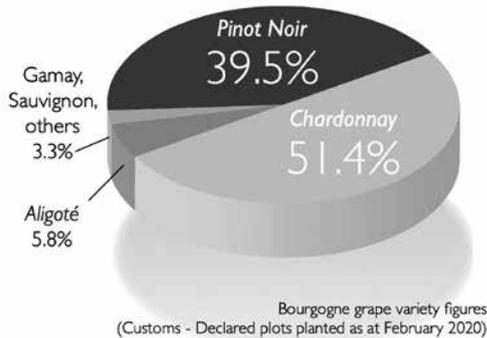
この点に関連して重要なのが、フランスのAOC（Appellation d'Origine Contrôlée/原産地統制呼称）制度においては、ワインの原産地名をワインラベル上に表記する場合に、当該原産地の生産基準に従って、指定されたブドウ品種のみを使用して当該ワインを生産しなければならないという条件が定められていることである。

この「使用可能なブドウ品種の特定」は、EU加盟国のワインに関する地理的表示制度に共通の要件である。EUワイン規則（理事会規則479/2008）においては、ワインに関する二種類の地理的表示、つまりPDO（Protected Designation of Origin/保護原産地呼称）とPGI（Protected Geographical Indication/保護地理的表示）が定められており、それぞれに関して使用可能なブドウ品種を生産基準上で指定する必要がある。PDOワインに関して使用が認められるのはヴィティス・ヴィニフェラ種のみ、PGIワインで使用が認められるのは、ヴィティス・ヴィニフェラ種か、またはヴィティス・ヴィニフェラ種の交配品種のみである（本稿5.1）。フランスのAOC制度は、EUレベルでのPDOに対応している。ちなみにEUレベルでのPGIに対応するフランスの制度はIGP（Indication Géographique Protégée）制度である。

ここで、フランスのブルゴーニュの例を見てみたい。図1が示すように、ブルゴーニュ

において圧倒的な栽培面積を有するのは、赤ワイン用品種のピノ・ノワール（39.5%）と白ワイン用品種のシャルドネ（51.4%）である。この他に、アリゴテ（Aligoté）、ガメイ（Gamay）なども栽培されている。

図1:ブルゴーニュで栽培されるワイン用ブドウ品種のシェア<sup>2</sup>



世界中で浸透しているブルゴーニュの地域ブランドは、ピノ・ノワールとシャルドネという二つの主要品種を基軸に形成されてきた。他方で、ブルゴーニュのワイン産地は、細かい区画に分けられ、それぞれについてAOCが付与され、それぞれのAOCの生産基準において、使用可能なブドウ品種が定められている。それらAOCは、階層型の構造の中で位置づけられ、その階層型のAOC制度が、ブルゴーニュワインに関する地域ブランドの基盤を形成している（児玉, 2021b）。

例えば、AOCブルゴーニュの生産基準には、白ワイン用としては、主要品種としてシャルドネまたはピノ・ブラン（Pinot Blanc）、補助品種としてピノ・グリが定められており、赤ワイン用としては、主要品種としてピノ・ノワール、補助品種としてガメイが指定されている。他方で、AOCブルゴーニュより上

の階層にあるAOCヴォーヌ・ロマネの生産基準には、赤ワイン用ブドウ品種であるピノ・ノワールのみが指定されている。

ブルゴーニュの階層型AOC制度の最上階（グラン・クリュ）にあるAOCロマネ・コンティ（Romanée Conti）は、世界で最も高額なロマネ・コンティという名のワインが生産される小さな畑として有名であるが、その生産基準においても、赤ワイン用ブドウ品種であるピノ・ノワールのみが指定されている。同じく階層型AOC制度の最上階にあるAOCモンラッシュ（Montrachet）の生産基準では、白ワイン用品種であるシャルドネのみが指定されている。

他方で、世界的に普及する赤ワイン用品種であるカベルネ・ソーヴィニヨンとメルロ、そして世界的な白ワイン用品種であるソーヴィニヨン・ブランは、フランスの世界的銘醸地であるボルドーの主要品種として、AOCの生産基準上で指定されている。

このように、特定のブドウ品種の使用義務を地理的表示の生産基準で定めることで、フランスのワイン産地は当該品種を軸とした地域ブランド政策を国内外で強力に展開してきた。このことが、フランス系主要品種の世界的普及に大きく貢献したのである。

### <世界各地で文化資本として蓄積されてきたフランスワイン文化>

フランスの著名ワイン産地の地名と当該地で栽培される主要ブドウ品種の名前がセットになって、世界のワイン産地に浸透して

2 ブルゴーニュワイン委員会（BIVB）が運営するウェブサイト（<https://www.bourgogne-wines.com/>）からダウンロードできるPassport to Burgundy Winesという冊子のp.5に掲載されていた図の引用。

いったことによって、フランス系のブドウ品種を軸としたワインづくりに関する知識体系が、「文化資本」として、世界のワイン界に蓄積していった。

世界的に普及するワインの専門職（ソムリエなど）が身に付けなければならない知識体系は、フランスのワイン文化を基礎にしながら、世界各国のワイン文化の知識を関連付けることによって成り立っている。世界で流通するワイン関連情報のうち、国別で見て最も多いのは、フランスワインに関するものである。

ワインの世界では、アメリカ人のRobert Parkerやイギリス人のJancis Robinsonのように、世界のワイン界に強い影響力を持つワインジャーナリストも存在するが、そうした世界的なインフルエンサーの論評活動の基礎にあるのはフランスのワイン文化に関する知識である。

消費者においても、ワインに関する国産ブランドとして、フランス産のワインを他国産のワインよりも好む傾向があることが実験で示されている（Veale & Quester, 2008）。

こうした状況下で、世界のワイン生産者にとって、フランス系品種に依拠したワイン生産・販売に従事することには、経営上の様々な利点がある。

### 3. フランス系主要品種の世界的普及とともに醸成されたテロワール言説

#### 3.1 ワインの地域ブランドを支えてきたテロワール言説と地理的表示制度の関係性

フランス系主要品種の世界的な普及は、フ

ランスにおいてテロワール言説が醸成される重要な契機となったと考えられる。

本来は土壌を意味するフランス語の言葉であるテロワール（terroir）は、ワインの官能的特徴に影響を与える産地の様々な自然的要因（地質・土壌、気候、地形など）や人的要因（ブドウ栽培やワイン醸造の方法など）を表す概念として、ワインの世界で広く用いられてきた。

テロワール情報の醸成と世界に向けた発信は、地理的表示制度とともに、ワインの地域ブランド政策における最も重要な要素となってきた。例えば、フランスのブルゴーニュにおいては、ブドウ栽培地が細分化され、それぞれの区画に対して地理的表示であるAOC（原産地呼称）が定められているが、それぞれの区画は独自のテロワールを有しており、それら独自のテロワールが当該区画でつくられるワインに独特の官能的特徴を与える、という情報発信が頻繁になされてきた（児玉, 2021b）。またブルゴーニュでは、ブルゴーニュにある合計84のAOCは、それぞれの対象エリアのテロワールがもたらすワインの特性を保証するものである、という情報も発信されてきた（児玉, 2021b）。

しかし実際には、「産地のテロワールが、当該産地で生産されるワインに共通の独特の官能的特徴をもたらす」というテロワール言説には、確固たる科学的根拠はない（児玉, 2020c）。また、フランスのAOCを含めた地理的表示制度は、地理的表示対象地域で生産されるワインに共通にみられる独特の官能的特徴の科学的証明、そしてその科学的に証明

された官能的特徴と産地のテロワールとの間の因果関係に関する科学的証明に依拠した制度ではない(児玉, 2020c)。地理的表示制度は、産地の自然環境下における人間の歴史的な営為の継続性と社会的評価を担保するための制度であって、テロワール言説の厳密な科学的根拠に依拠するものではない(児玉, 2020c)。

この微妙な関係性の中で、テロワール言説は、地理的表示制度と呼応し、寄り添う形で、政策的に、そしてワイン産地のマーケティング活動を通して、欧州の地域アイデンティティや国家のアイデンティティとも結びつきながら「創られた伝統」として創造され、世界に向けて発信されてきた。

そして以下に述べるように、フランス系の主要ブドウ品種が世界的に普及してきたことは、フランスにおいてテロワール言説が醸成され、同国のワイン産地がテロワール言説を軸とした地域ブランド政策を展開してきたことにおいて、重要な意味を持ってきた。

### 3.2 テロワール言説の誕生・普及の重要契機となったフランス系品種の世界的普及と新世界の台頭

テロワールが非科学的な世界で創造されてきた「神話 (myth)」であることを主張するカリフォルニア州立大学デーヴィス校教授のMark Matthewsは、その著書「Terroir and Other Myths of Winegrowing」(2015)の中で、フランスでテロワール概念が生み出された時期は、フランスのワイン生産者の経

済的地位が脅かされた二つの時期、つまり上述のフィロキセラ禍がフランスを襲った時期、そして20世紀最後の四半世紀に新しいワイン生産国、特にオーストラリアとアメリカが台頭してきた時期と符合することを指摘する (p.185)。そして後者の時期に関連して、Matthewsは、1976年の「パリスの審判<sup>3</sup>」を始め、それ以降に開催されてきた複数のワインの国際コンペティションにおいて、カリフォルニア産ワインがフランス産ワインよりも高い評価を得たことに注目する (pp.188-191)。

テロワール概念の創造の契機としてMatthewsが指摘する「新世界の台頭」については、台頭してきた新世界のワイン生産国においてフランス系の主要ブドウ品種の栽培が拡大し、同品種を用いたワインづくりが活発化していったことを見逃してはならない。

元来、「高品質なワインは、フランス系のブドウ品種を使って、フランスのワイン産地が持つ特別なテロワールの下でのみ、つくることができる」という主張が、フランスのワイン産地の地域ブランド政策の要諦であった。しかし、フランス系の主要ブドウ品種は、アメリカやオーストラリア、ニュージーランドなどの新世界のワイン生産国においても続々と導入され、それぞれの国における栽培面積を急速に拡大してきた。そして、それら新世界のワイン産地において、フランス系主要品種を使ったワイン生産が普及し、市場や

3 1976年の「パリスの審判 (Judgement of Paris)」において、「どれがフランスワインかは飲めばすぐわかる」と豪語していたフランスのワイン業界を代表する審査員たちがブラインドテイスティングで最高得点をつけたのは、白ワイン・赤ワイン共にアメリカのカリフォルニア産ワインであり、そのニュースは世界を駆け巡って、ワインの新世界の台頭を世界に印象付けることとなった (Taber, 2005)。

ワインコンテストにおいて高い評価を受けるワインも生産されるようになった。

この事態に直面して、フランスのワイン産地が主張したロジックが、「同じブドウ品種を使う場合でも、産地のテロワールが違えば、ワインの品質が違ってくる」「フランスのテロワールは他のどのワイン産地よりも優れており、よってフランスでつくられるワインの品質は最高のものである」という、テロワール概念にもとづくマーケティング戦略であった。

### 3.3 ケーススタディ：ピノ・ノワールワインの世界三大産地間の競争

上記の点について、ピノ・ノワールに関する事例を見てみたい。本稿2.2で述べたとおり、ピノ・ノワールは、世界で最も強固なワインに関する地域ブランドを築き上げてきたワイン産地の一つであるフランスのブルゴーニュの代表的な赤ワイン用ブドウ品種である。ブルゴーニュは、このピノ・ノワールと、白ワイン用の主要品種であるシャルドネを軸に、世界的な地域ブランドを創り上げてきた。

他方で、ピノ・ノワールは、新世界のワイン生産国でも広く導入されてきた。そして、ピノ・ノワールを使用したワインの銘醸地として、世界的な名声を確立させた新世界の地域も登場してきた。その代表例が、アメリカのオレゴン州と、ニュージーランドのセント

ラル・オタゴである。今やこれら二つの地域と、フランスのブルゴーニュを合わせて、ピノ・ノワールワインの世界三大地域と呼ばれている。

オレゴン州では、2019年時点において、州全体のブドウ栽培面積は37,399 acresであり、そのうちの22,016 acresがピノ・ノワールの栽培面積となっている<sup>4</sup>。同州におけるピノ・ノワールの導入は、1960年代後期から1970年代初期にかけて、ウィラメット・ヴァレー（Willamette Valley）において行われ、現在においてもウィラメット・ヴァレーは、同州内の最大のピノ・ノワール栽培面積を誇る<sup>5</sup>。その後、オレゴン州でつくられたピノ・ノワールワインは、市場やワインコンテストにおいて高い評価を獲得していった。例えば、1985年にニューヨークで開催された「Burgundy Challenge」という名のイベントにおいては、ピノ・ノワールからつくられたオレゴン産ワインと同品種からつくられたフランス・ブルゴーニュ産ワインをテイastingで比較することが行われたが、官能評価を行なったワイン専門家は両者の違いを感得することができず、また最も高い評価を得た5つのワインは全てオレゴン産ワインであった<sup>6</sup>。このことはメディアでも大きな注目を集め、オレゴン州のワイン産業の飛躍のきっかけとなった<sup>7</sup>。現在でも、オレゴン州では、全米からピノ・

4 Oregon Wine Boardが2020年に発行した「2019 Oregon Vineyard and Winery Report」（作成：オレゴン州立大学）を参照。同レポートはこちらからダウンロード可能：<https://industry.oregonwine.org/resources/reports-studies/2019-oregon-vineyard-and-winery-report/>

5 Oregon Pinot Campのウェブサイトにはアップロードされている「The Oregon Pinot Noir Story」と題するレポート資料を参照。同資料はこちらからダウンロード可能：<https://www.oregonpinotcamp.com/learn>

6 同上

7 同上

ノワール愛好家が集まるOregon Pinot Campという名のイベントが毎年開催されるなど、ピノ・ノワールワインの産地として確固たる地域ブランドを確立してきた。

ピノ・ノワールワイン生産の新興国としては、ニュージーランドも世界的な注目を集めてきた。ピノ・ノワールは、ニュージーランドにおいて、ワイン用ブドウ品種として、ソーヴィニヨン・ブランに次いで、第二位の栽培面積を誇っている（Anderson & Nelgen, 2020, p.47）。同国の首都ウェリントンでは、「Pinot Noir NZ」という名のワインイベントが3年に一度開催され、ピノ・ノワールワインの関係者や愛好家が世界中から集まる同国最大級のワインイベントとなっている<sup>8</sup>。同国のなかでも、ピノ・ノワールワインの産地として特に名が知られているのが、同国の南島にあるセントラル・オタゴである。1980年代からワイン生産が行われているセントラル・オタゴでは、ブルゴーニュを模範とした地域ブランド政策が推進されてきた（Demossier, 2018, p.185-209）。同地では、Central Otago Pinot Noir Celebrationという名のワインイベント<sup>9</sup>も毎年開催され、同地の地域ブランド情報の発信に貢献してきた。

アメリカのオレゴン州及びニュージーランドのセントラル・オタゴは、両方とも、ワインツーリズムの推進にも力を入れている。これら二つの地域によるピノ・ノワールワインを中軸とした情報発信活動は、ワインツー

リズムの推進の一環としても行われている。見玉（2017）で記したとおり、近年、ワインの新世界と旧世界の間では、外国からの訪問客の獲得を巡る競争を繰り広げている。

このように、ピノ・ノワールワインの生産地として世界的な地域ブランドを確立した地域が新世界で登場したことは、ピノ・ノワールワインの本家本元であるフランス・ブルゴーニュのワイン生産者に対して多大なプレッシャーを与え、テロワール言説を軸としたブルゴーニュの地域ブランド政策に拍車をかけてきた。

ブルゴーニュのワイン産地は、2015年に「The Climats, terroirs of Burgundy（ブルゴーニュのブドウ畑のクリマ）」というタイトルのもとにUNESCOの世界遺産として登録された。ブルゴーニュのワイン生産者が、同地の世界遺産登録に動き出した重要な動機は、同地の地域ブランドを世界遺産登録によってさらに強化することにあった。そしてその背景には、フランス系ブドウ品種の世界的普及と新世界のワイン産地の台頭が一つの要因としてあったと考えられる。

### 3.4 テロワール言説の世界的普及と地域ブランド対象エリアにおけるサブリージョンの創設

フランス発祥のテロワール言説は、フランス産ワインが世界市場で流通し、フランス系主要ブドウ品種が世界のワイン産地で導入されていく過程で、グローバルに普及していっ

8 *The Drink Business* 2020年6月5日付記事：<https://www.thedrinksbusiness.com/2020/06/new-dates-confirmed-for-pinot-noir-nz/>

9 Central Otago Pinot Noir Celebrationのウェブサイト：<https://www.pinotcelebration.co.nz/>

た。このことは、フランス以外の旧世界及び新世界の国々に刺激を与え、これら国々のワイン産地が自らのテロワール情報を活発に発信することにもつながっていった。

この過程で、世界のワイン産地で顕著に見られるようになってきたのが、一定のワイン産地の領域内にある様々なブドウ栽培地をサブリージョン (sub-region) として把握し、それぞれのサブリージョンに関するテロワール情報を国内外に向けて発信するという行為である。

例えば、ピノ・ノワールワインの世界三大地域の一つであるアメリカ・オレゴン州のウィラメット・ヴァレーは、同国の地理的表示制度であるAVA (American Viticultural Area) に基づいて、ウィラメット・ヴァレーAVA (Willamette Valley AVA) に指定されているが、同AVAの対象エリアの内部では、さらに9つのブドウ栽培エリア (Chehalem、Dundee Hills、Eola-Amity Hills、Laurelwood District、McMinnville、Ribbon Ridge、Tualatin Hills、Van Duzer Corridor、Yamhill-Carlton District) が、それぞれ違うAVAに指定され、それぞれの地域のテロワールの違いについての情報発信が活発になされている<sup>10</sup>。

また、ニュージーランドのセントラル・オタゴにおいても、Queenstown, Gibbston, Alexandra, Bannockburn, Cromwell and Lowburn, Pisa and Queensberry、Bendigo、

Wanaka、という8つのサブリージョンがワイン産地として把握されており、これら地域のテロワールの違いを浮き立たせた情報発信がなされている<sup>11</sup>。

こうした地域ブランド情報の発信過程で、場合によっては個々の畑レベルのテロワール情報も発信することも見られる。そうした細かなサブリージョンごとのテロワール情報が結びつくことによって、ワイン産地全体のテロワールをよりリアルなものとして発信することになり、当該ワイン産地の全体的な地域ブランドを強化することにつながる。これは、フランスのブルゴーニュが推進してきたことであり、サブリージョンの階層化をもとにしたブルゴーニュの地域ブランド政策は、世界各地のワイン産地における地域ブランド政策のモデルとなってきた。

日本においても、北海道が、地球温暖化の影響下でピノ・ノワールの栽培に適した気候条件を有するようになったことで、同品種のワイン産地として注目を集めつつある。その地域ブランド政策においては、北海道内部にある細かいサブリージョンのテロワール情報を発信しながら、世界の様々なピノ・ノワールワインの産地と競争していくことが求められる。

10 Willamette Valley Wineries Associationのウェブサイト参照：<https://www.willamettewines.com/about-the-valley/ava-overviews/>

11 セントラル・オタゴのワイナリー協会であるCentral Otago Winegrowers Associationのウェブサイト参照：<https://www.centralotagowine.co/>

## 4. 地域固有品種の再評価

### 4.1 リージョナリズムの中で再評価が進む地域固有品種

近年、世界のワイン産地において、フランス系品種主体のグローバリズムに対抗したリージョナリズムの一環として、地域固有の品種を再評価して、地域ブランド政策の中軸に位置づけようとする動きが活発化してきた。

例えば、ギリシャにおいては、アシルティコ (Assyrtiko) やマラグジア (Malagousia) といった地域固有のブドウ品種が再評価されて、同国のワイン産地を代表する品種として認識されるようになった。アシルティコは、ギリシャのサントリーニ島の固有品種であるが、1970年代にGreek Wine Instituteがアシルティコを含めた幾つかの固有品種に対して行なった研究調査において、ワイン用ブドウ品種として高い評価を得たことから注目されるようになった<sup>12</sup>。この研究調査は、1980年代以降のギリシャのワイン産業の勃興へとつながっていった<sup>13</sup>。他方でマラグジアは、過去に絶滅したと思われていたが、1970年代にテッサロニキ大学の教授であったVassilis Logothetisによって再発見されたことを契機として、高品質ワインをつくりだすワイン用ブドウ品種として認識されるようになった<sup>14</sup>。

また、フランスのワイン生産地・マディラ

ン (Madiran) においては、ワイン生産者のAlain Brumontが同地の固有ブドウ品種タナ (Tannat) に注目し、同品種を中心としたワインづくりを積極的に展開して、当該ワインが社会的に高い評価を得たことを契機として、同品種を軸とした同地域の地域ブランドが確立されていった。

スペインでは、一度はワイン産地として廃れたが1980年代以降に復活を遂げたプリオラート (Priorat) において、ガルナッチャ (Garnacha) とカリニエナ (Cariñena) という土着品種からのワインに関する地域ブランド政策が推進されている (本稿4.2参照)。なおガルナッチャは、フランス語でGrenache (グルナッシュ) とも呼ばれる。

500以上の固有品種があるとされるジョージアでは、複数の固有品種の混植混醸 (本稿7) でのワインづくりが盛んに行われている。同国でクヴェヴリと呼ばれる素焼きの壺を使ったワイン醸造は、2013年に世界無形遺産に登録されたことで、同国の固有品種の多様性が再評価されることとなった。

このように、地域固有の品種の再評価を通して、ワイン産地の地域ブランドを推進する試みは、世界各地で行われている。

12 ギリシャ産ワインの推進団体であるThe National Interprofessional Organization of Vine and Wine (EDOAO) のウェブサイト参照：[http://www.newwinesofgreece.com/the\\_greek\\_wine\\_institute/en\\_the\\_greek\\_wine\\_institute.html](http://www.newwinesofgreece.com/the_greek_wine_institute/en_the_greek_wine_institute.html)

13 上述のEDOAOのウェブサイト参照：[http://www.newwinesofgreece.com/the\\_greek\\_wine\\_revolution/en\\_the\\_greek\\_wine\\_revolution.html](http://www.newwinesofgreece.com/the_greek_wine_revolution/en_the_greek_wine_revolution.html)

14 マラグジアの再発見に関する説明は、例えば「Greece Is」というギリシャ文化のオンライン広報誌でなされている：<https://www.greece-is.com/malagousia/>

#### 4.2 地理的表示の生産基準における地域固有品種の使用義務：リージョナリズムの現れとして

地域固有品種に関するリージョナリズムは、地理的表示の生産基準において地域固有品種の使用を義務付ける、というかたちで表出することもある。

上述のとおり、スペインでは、一度はワイン産地として廃れたが1980年代以降に復活を遂げたプリオラート（Priorat）において、2019年に五層構造をもつ階層型の地理的表示制度が導入された。児玉（2021a）で記したとおり、この制度においては、ガルナッチャ（グルナッシュ）とカリニエナという土着品種の使用義務が定められ、同制度の上の階層にある地理的表示になるほど、対象エリアが狭くなり、ワインづくりに使用しなければならないそれら土着品種の使用割合も高まっていく。

また同制度では、この階層構造を制度化するための指標として、「ブドウの木の樹齢」が用いられており、同制度の上の階層にある地理的表示になるほど、より高い樹齢のブドウの木からワインをつくられることが求められる（児玉, 2021a）。この背後には、「樹齢が高いブドウの木は、樹齢が低いブドウの木と比較して、より品質の高いブドウ、そしてより品質の高いワインを生み出す」という、ワインの世界で普及した言説があるが、この言説は確固たる科学的根拠に基づくものではない（Robinson, 2015, pp.785-786）。しかしこの構造は、地域固有品種のより樹齢の高いブドウの木を保護しようという動機付けになり、それは地域アイデンティティの醸成に寄

与する。ブドウの木の樹齢に依拠したこの制度的構造も、プリオラートのリージョナリズムの現れであると言えよう。

他方で、地域固有品種は、地域ブランド化の初期段階においては国際市場においては無名であることが多い。地域固有品種を成功裏に地域ブランド化させて収益に結びつけることには、様々な困難性が伴う。そのため、地理的表示の生産基準において、地域固有品種の仕様を義務付けした場合には、その義務付けに反発して、当該地理的表示の枠組みから脱退する生産者が出てくる可能性もある。

イタリアでは、特定の地域固有品種の使用義務を定めたDOCキャンティの枠組みを嫌った醸造家のGiacomo Tachisが、その枠組みにとらわれずにフランス系の主要ブドウ品種を用いてテーブルワインとして製造したサッシカイア（Sassicaia）という名のワインが国際的に高い評価を得て、後にブームとなる「スーパータスカン」の火付け役となった。

ワイン産地が、地域固有品種を軸に据えた地域ブランド政策を展開する際には、産官学の連携による強力な支援体制が必要となる。そうした支援体制がない状況下で、地域固有品種の使用義務を定めても、ワイン生産者には受け入れられずに、制度自体が機能しなくなるおそれがある。

#### 4.3 地域固有品種の国際品種化

ワインの世界には、国際品種（international varieties）と称される品種群が存在する。Robinson（2015）では、国際品種を単に「国際的な評価を受けている品種」と定義づけな

がら、その最たる例として、カベルネ・ソーヴィニオンとシャルドネの二つを位置づけつつ、さらにメルロ、ピノ・ノワール、シラー、ソーヴィニオン・ブラン、リースリング、マスカット、ゲヴェルツトラミネール (Gewürztraminer)、ヴィオニエ (Viognier)、ピノ・ブラン、ピノ・グリなども国際品種に含め得るとしている (p. 374)。

しかしこれら品種を「国際品種」という呼称でくくることは、誤解を招く。なぜなら、これら品種以外にも、数多くの品種が、国際的評価を受けて、発祥の地を飛び越えて他国でも栽培されているからである。つまり、あるワイン産地の地域固有品種が他の国でも栽培され、「地域固有品種の国際品種化」と呼ぶべき現象が発生することは多い。

例えば、フランスのマディラン地域の固有品種であるタナ (本稿4.1) は、ウルグアイのブドウ栽培面積の最大シェア (約26%) を占めている (Anderson & Nelgen, 2020, p.52)。

スペインの地域固有品種であるガルナッチャ (本稿4.1) は、旧世界及び新世界の様々な国々で栽培されている。ガルナッチャについては、世界各地で生産される同品種のワインを対象としたGrenaches du Monde (グルナッシュ・デュ・モンド) という名のワインコンペティションが開催されてきており、フランス、スペイン、イタリア、南アフリカ、オーストラリア、カナダ、マケドニア、レバノン、ギリシャなどのワイン産地から、同品種を使

用してつくられた合計800以上のワインのエントリーがある<sup>15</sup>。同コンペティションは、2013年にフランスのペルピニャン (Perpignan) で創設され、2016年からは、開催地を変えながら、ほぼ毎年開催されてきた。コロナ禍のために2020年の開催は見送られたが、2021年には合計四回の小規模イベントがスペイン、フランス、イタリアで実施され、2022年にはアメリカのニューヨークで通常開催予定である<sup>16</sup>。この国際ワインコンペティションの存在は、ガルナッチャ (グルナッシュ) の国際品種化に貢献してきたと言える。

フランスのボルドー原産のカルメネール (Carménère) は、フランス国内での栽培面積はわずかしかないが、気候条件の合うチリにおいて広く栽培されており、同国のワイン用ブドウ栽培面積の7～8%を占め、栽培面積において同国第5位の地位にある (Anderson & Nelgen, 2020, p.43)。

地域固有品種が国際品種化すれば、異なる国の産地の間で、テロワールを軸に据えた地域ブランド競争が活発化することになる。ここには、フランス系主要品種の世界的普及と新世界の勃興により、フランスでテロワール言説が醸成されて世界に向けて発信されてきたことと、同じ構図がある。

15 Grenaches du Monde のウェブサイト参照 : <https://www.grenachesdumonde.com/en/the-competition/>

16 同上

## 5. アメリカ系品種に対する差別構造の存在

### 5.1 欧州で形成されたアメリカ系品種に対する差別構造

欧州においては、アメリカ系品種に対する差別構造が存在する。このことは、EUのワイン法において明確に見て取れる。

EUにおいては、EU規則1308/2013号の第81条により、各加盟国は国内で栽培可能なワイン用ブドウ品種のリストを作成することが義務付けられている。そのリストに含めることができるブドウ品種は、ヴィティス・ヴィニフェラ種、またはヴィティス・ヴィニフェラ種との交配品種のみであり、ノア (Noah)、オテロ (Othello)、イサベル (Isabelle)、ジャック (Jacquez)、クリントン (Clinton) 及びハーベumont (Herbemont) という6つのアメリカ系ブドウ品種は明示的に栽培が禁止されている (第2項)。なお、過去5年間の年間平均生産量5万ヘクトリットル以下の加盟国については、栽培可能品種のリストを作成する義務を免除されるが、その場合においても、同じ条件下で、栽培可能なワイン用ブドウ品種のリスト作成義務を負う (第3項)。

またEUにおいては、PDO (Protected Designation of Origin) とPGI (Protected Geographical Indication) という二種類の地理的表示のカテゴリー (前者が後者より上位にある) が定められており、それぞれに関して使用可能なブドウ品種を生産基準上で特定する必要があるが、PDOワインに関して使用が認められるのはヴィティス・ヴィニフェ

ラ種のみ、PGIワインで使用が認められるのは、ヴィティス・ヴィニフェラ種か、またはヴィティス・ヴィニフェラ種の交配品種のみである (本稿2.2)。

このように、欧州においては、ヨーロッパ系のヴィティス・ヴィニフェラ種がヴィティス・ヴィニフェラ種の交配品種よりも上位に位置づけられ、さらにこれら二つの品種系統以外の品種はそもそもワイン用品種として栽培が認められていない。

19世紀後半に欧州全土のワイン産地をフィロキセラ禍が襲った際に、欧州では、フィロキセラに対する耐性をもつアメリカ系ブドウ品種を導入してワインを生産すること、そしてヨーロッパ系のヴィティス・ヴィニフェラ種とアメリカ系品種を交配させてフィロキセラに対して耐性のある品種を作り出すことの主に二つの対応策が実行された。しかしその後、アメリカ系品種を台木としてその上にヨーロッパ系品種を接ぎ木する方式が開発され、この方式が広く普及することとなり、前出の二つの対応策はとられなくなった。そして、欧州では、アメリカ系のブドウ品種を排除する方向へと転じることとなった。その延長上に、アメリカ系ブドウ品種を差別する上述の法制度が存在している。

オーストリアの農業分野の啓蒙団体Arche Noahは、特に上述の6つのアメリカ系品種の栽培が明示的に禁止されていることに対して、合理的な理由がないものとして強く反対している (Arche Noah, 2017)。

欧州では、アメリカ系品種が持つとされる「フォクシー臭 (foxy flavor)」が嫌われる傾

向にあり、それが、欧州がアメリカ系品種の排除に動いた要因の一つとして挙げられる。この特定の香りにネガティブな意味を与える行為は、欧州からアメリカ系品種を排除するための文化的な仕掛けである、という見方もできよう。

## 5.2 アメリカ系品種を軸とした地域ブランドの創造に向けて

欧州で形成された「アメリカ系品種からは高品質なワインをつくることができない」という文化的価値観は、世界のワイン産地において大きな影響を及ぼしてきた。アメリカ系品種の原産地国である北米においてさえ、アメリカ系品種の栽培は東海岸地域にはほぼ限定されている。同国のブドウ栽培面積の72～73%は、フランス系ブドウ品種が占めている（表1）。

他方で、このアメリカ系品種ワインの文化が根づいている国や地域も存在する。例えば、オーストリアのブルゲンランド（Burgenland）地域で生産されるウーフドラー（Uhudler）である。ウーフドラーは、EU規則で栽培が明示的に禁止されているノア、オテロ、イサベルや日本でも多く栽培されるコンコードといったアメリカ系品種の混植混醸（本稿7参照）によってつくられるワインである。スローフード運動を世界的に推進するSlow Food Foundationが、「Ark of Taste」と呼ばれるプロジェクトの中で、ウー

ーフドラーを絶滅の恐れがある食文化に認定した<sup>17</sup>。

ウーフドラーは、オーストリアのブルゲンランド地域において自家消費用としてのみ生産することが認められていたが、1992年の同国におけるワイン法の改正により同地域で一般的に生産販売することが認められることとなった<sup>18</sup>。ウーフドラーは同地域の観光資源となっており、生産量の少なさからカルト的な人気を誇っている。

ブラジルでは、欧州での栽培が明示的に禁じられているイサベルが、2016年時点で同国のワイン用ブドウ栽培面積の最大シェア（約32%のシェア）を占めており、栽培面積はさらに拡大傾向にある（Anderson & Nelgen, 2020, p.41）。ブラジルでは、コンコード、ナイアガラ、ジャックといったアメリカ系品種も栽培されている。

アメリカ系のブドウ品種は、日本でも広く栽培されている。ワイン原料用の国産ブドウの総受入数量のシェアにおいて、アメリカ系品種のナイアガラは12.7%（第3位）、コンコードは8.6%（第4位）、デラウェアは6.8%（第5位）をそれぞれ占めている（国税庁, 2020）。ナイアガラは長野県、北海道、山形などにおいて、デラウェアは山形県、山梨県、大阪府などにおいて栽培されている一方で、コンコードは長野県においてほぼ独占的に栽培されている（国税庁, 2020）。

しかし、日本のワイン産地での栽培品種と

17 Slow Food Foundationのウェブサイトを参照：<https://www.fondazione Slow Food.com/en/ark-of-taste-slow-food/uhudler-2/>

18 同上

して、アメリカ系品種がメディアに取り上げられる頻度は、甲州種やフランス系主要品種が取り上げられる頻度と比して、圧倒的に低い。そしていずれの地域も、アメリカ系品種ワインに関する確固たる地域ブランドを築いたとは言い難い。アメリカ系品種ワインに関する独自の地域ブランドをそれぞれの産地が構築することができるかどうかは、日本のワイン産業にとって大きな課題である。

## 6. 高耐病性ブドウ品種の研究開発

### 6.1 欧州のワイン産地で活発化する環境保全型の地域ブランド政策

見玉（2020a）及び見玉（2020b）で述べたとおり、近年、世界の様々なワイン産地において、環境保全型のワインづくりを推進し、その活動内容を地域ブランド政策に取り組むことが活発的に行われている。この背景には、農薬が人体や生態系にもたらす悪影響についての学術的な研究結果の発表やメディア報道が世界中でなされていることや、農業と生物多様性の相関関係に関する認識の高まりなどがある。また、地球温暖化が農業にもたらす甚大な影響について様々な研究報告がなされている。地球温暖化は害虫やカビの発生をより強く誘引し、結果としてより大量の農薬を使うことにもつながる（本稿8.1参照）。

こうしたことを背景に、特に化学農薬の不使用や使用量削減の観点から注目されているのが、耐病性の高いブドウ品種の開発である。高い耐病性を有するブドウ品種であれば、その栽培過程での農薬使用量を減らしたり、無

農薬での栽培も実現し得るからである。このことから、高耐病性を有するブドウ品種の開発・導入は、環境保全型のワインづくりを軸においた地域ブランド政策の展開において、重要な要素として位置づけられている。農薬使用量の削減や無農薬栽培の実現は、農薬の購入・散布に関する経済的コストや労働力の削減にもつながる。

高耐病性ブドウ品種の使用によって無農薬栽培や農薬節減を実現することは、農薬による土壌汚染の防止・削減にもつながることから、ブドウ畑の土壌を基調としたテロワール概念との親和性も高い。

高耐病性のブドウ品種は、昨今注目を集める自然派ワインの生産者にも注目されている。自然派ワインの生産者は、無農薬・無化学肥料のブドウを土着の野生酵母で発酵させて、亜硫酸の添加も控えながら、ワインづくりを行う。ワインづくりにおける人間の介入を最小限に抑えて、「本来の自然をそのままワインに表現する」ことを目指す自然派ワインの生産者にとって、高耐病性のブドウ品種を使用することによって無農薬栽培を実現することは、理にかなったものであろう。

ワイン産地のブドウ畑において持続可能な農法が推進されることは、ワインツーリズムに参加する観光客に対しても、重要なアピールポイントとなる。

以下に、具体的な例として、「Piwi」と総称される高耐病性のブドウ品種の開発・導入事例を見てみたい。

## 6.2 欧州で研究開発の進む高耐病性品種

### <Piwi種とは何か>

欧州においては、ヨーロッパ系品種とアメリカ系品種の交配により、カビ菌に対する耐性の高いブドウ品種を開発することが行われてきた。この高耐病性のブドウ品種群は、Piwi(ドイツ語のpilzwiderstandsfähige Rebsortenの略称)と総称されている。

かつて1800年代後半から1900年代前半にかけて、欧州系のヴィティス・ヴィニフェラ種とアメリカ系品種を単純に交配させることで、当時の欧州のワイン産地を襲ったフィロキセラに耐性のあるブドウ品種が多数作り出されたが(本稿5.1)、これら品種は、分類学上、欧州系のヴィティス・ヴィニフェラ種には分類されなかった。他方で、Piwi種は、DNAマーカー選抜を利用しながら、こうした欧米雑種をヴィティス・ヴィニフェラ種に掛け合わせ続けることで作出されており、アメリカ系品種が有していたカビ菌への耐性という特性は残しつつも、分類学上の区分としてはヴィティス・ヴィニフェラ種に属するものとみなされる傾向にある。Piwi種がヴィティス・ヴィニフェラ種に属するかどうかは、同品種をPDOワインに使用できるかどうかに関わるため、重要である(本稿2.2及び5.1)。

Piwi種に関する情報プラットフォーム機能を有するPIWI Internationalという名の機関のウェブサイトでは、Piwi種に属する多種多

様な品種に関する情報が閲覧できる<sup>19</sup>。このウェブサイトには、Piwi種として合計129のブドウ品種が紹介されている。それら品種には、ドイツ産の40品種、イタリア産の17品種、スイス産の15品種、フランス産の13品種が含まれる。以下で例示するブドウ品種は、すべて、PIWI Internationalのウェブサイト上でPiwi種として紹介されている。

### <専門的な研究機関の重要性>

Piwi種は、国家的な研究機関や大学などにおいて研究されることが多い。例えばドイツでは、Freiburg State Institute of Viticulture<sup>20</sup>やJulius Kühn Institute<sup>21</sup>などがPiwi種の研究開発に力を入れてきた。ドイツにおいて、最大の栽培面積を有するPiwi種のブドウ品種は、レгент(Regent)という名の赤ワイン用品種である。レгентは、Julius Kühn Instituteによって1967年に開発され、1996年から市場で流通している。

フランスでは、2018年にINRA(国立農学研究所)が、ヨーロッパ系のヴィティス・ヴィニフェラ種とアメリカ系品種及びアジア系の野生品種を交配させることで、カビ菌への耐性があるFloreal, Voltis, Artaban, Vidocとそれぞれ名付けられた4つの品種の開発に成功した(Schneider et al., 2019)。FlorealとVoltisは白ワイン用、ArtabanとVidocは赤ワイン用である。INRAは、2000年に開始された「ResDur」(ResDurはdurable resistanceの略)と名付

19 PIWI Internationalのウェブサイトを参照：<https://piwi-international.de/en/about-piwi/piwi-grapes/>

20 Freiburg State Institute of Viticulture のウェブサイト：<https://wbi.landwirtschaft-bw.de/pb/,Lde/Startseite>

21 Julius Kühn Institute のウェブサイト：<https://www.julius-kuehn.de/en/>

けられたプロジェクトの中でカビ菌への耐性があるブドウ品種の開発に着手し、その後約20年の時間を費やして、これら品種の開発に成功した<sup>22</sup>。

INRAの研究者によれば、これら4つの品種は、ブドウ品種の大敵であるべと病とうどんこ病に対して耐性を有しており、結果として、農薬の使用量を80～90%減らすことができるという<sup>23</sup>。これら4つの品種は、CPVO (Community Plant Variety Office/欧州植物品種庁) よりヴィティス・ヴィニフェラとして認定されており、フランス国内でもワイン用ブドウ品種として正式に登録済みである。2021年には、VoltisがAOCシャンパーニュの生産基準において補助品種の一つとして10年間の期限付きで指定された。フランス国内のブドウ畑での農薬使用が批判される中 (児玉, 2020b)、高耐病性品種は、同国の他のAOC対象のワイン産地でも新規導入が期待される。

スイスでは、農業分野の国家研究機関であるAgroscopeが、スイス原産の赤ワイン用ブドウ品種であるギャマレ (Gamaret) とドイツ原産の白ワイン用品種であるブロンナー (Bronner) を交配させて、うどん粉病、べと病、灰色カビ病に対する耐性が強いディヴィコ (Divico) という名の赤ワイン用ブド

ウ品種を2013年に開発した<sup>24</sup>。ギャマレ及びブロンナーともに、カビ菌に対する耐性の高さが知られていた。

2019年に筆者がスイス・ジュネーブ近郊にあるAgroscopeのブドウ栽培に関する実験圃場を訪問した際 (児玉, 2020d)、同機関の研究者から熱心な説明を受けたトピックの一つが、Agroscopeによるディヴィコの開発であった。写真1はその時の様子を映している。

なお近年、ディヴィコは、イギリスのワイン関係者から、同国のワイン産地における主要品種になり得る可能性を秘めているとして、注目されている<sup>25</sup>。

#### <産官学連携による推進体制の必要性>

PIWI Internationalは、PIWI Wine Awardという名のワインコンテストを2019年から毎年開催しているが、2021年に開催された同コンテストには、15カ国から413のPiwi種ワインがエントリーされた<sup>26</sup>。このようにPiwi種ワインの生産は、様々な国において徐々に広がっている。

しかし全般的に、Piwi種の栽培面積はまだ小さい。最も広く普及しているPiwi種の一つであるドイツ産のレゲントは、ドイツの全ワイン用ブドウ栽培面積の約2%のシェアである (Anderson & Nelgen, 2020, p.45)。ドイ

22 *The Drink Business* 2018年8月6日付記事：<https://www.thedrinksbusiness.com/2018/08/scientists-engineer-supergrapes-to-combat-disease/>

23 *The Telegraph* 2018年8月4日付記事：<https://www.telegraph.co.uk/news/2018/08/04/french-wine-scientists-create-supergrapes-do-not-require-pesticides/>

24 *Wine Searcher* 2013年4月18日付記事：<https://www.wine-searcher.com/m/2013/04/divico-disease-resistant-grape-variety>

25 *National Geographic* 2020年10月14日付記事：<https://www.nationalgeographic.co.uk/science-and-technology/2020/10/how-a-new-frost-resistant-grape-could-make-british-red-wine-come-of>

26 PIWI Internationalが2020年12月に発行したプレスリリースを参照：<https://piwi-international.de/wp-content/uploads/2020/12/Press-release-Int-PIWI-Wine-Award-2020.pdf>

ツにおいてレгентは、ラインヘッセン (Rheinhessen) やプファルツ (Palatinate) などの地域で栽培が進んでいるが、栽培面積は依然として小さく、例えばラインヘッセンにおいてレгентは、全ブドウ栽培面積の2%を占めるに過ぎない<sup>27</sup>。

また、フランスのワイン生産者には、伝統的なフランス品種からのワインと比べながら、Piwi種ワインを「人工的で非自然的なワイン」と表現し、拒否反応を示す者もいる<sup>28</sup>。

Piwi種の栽培面積が拡大し、Piwi種ワインがより多く流通するためには、環境保全におけるPiwi種の意義とPiwi種ワインの「おいしさ」を効果的にPRしながら、そして自然派ワインのブームも適宜取り込みながら、現状では低い品種そのものの知名度を向上させ、Piwi種ワインに関する強固な地域ブランドを確立していく必要がある。そのためには、各産地において、産官学連携に基づく強い推進体制を構築することが求められる。

写真1: ディヴィコについて解説するAgroscopeの研究者(スイス・ジュネーブ近郊/筆者撮影)



## 7. 混植混醸の再評価

現代のワインづくりにおいては、ブドウ品種ごとに栽培エリアを分けて栽培を行う方法、つまり単一品種栽培が主流である。この方法で生産される異なる品種ごとのワインをさらにブレンドして最終商品をつくりあげることは、ボルドーのアッサンプラージュの例を挙げるまでもなく、頻繁に行われる。

他方で、近年注目を集めているのが、混植混醸である。混植混醸とは、一つの栽培エリアにおいて複数の品種を早熟品種・晩熟品種の別に関係なく混ぜて栽培 (混植/field blend) し、すべてを同時期に収穫してそのまま同時に醸造 (混醸/co-fermentation) する方法である。

現代のワイン生産のスタンダードから見れば、混植混醸は斬新な方法のように見えるが、混植混醸によるワイン生産は様々な土地で一般的に行われていた。ブドウ品種が細かく分類され、フランスで形成された同国系品種の経済的・文化的な優位性が世界に普及する過程で、同品種にもとづく単一品種栽培・醸造が、最も標準的なワイン生産方法として世界各地のワイン産地で導入されていった。

単一品種栽培の場合、当該品種の病気が栽培地で一気に広まるリスクがあり、それを防ぐための農薬投与が必要となる。混植は、単一品種栽培がもつこのリスクを分散させることができることから、結果として、ブドウ栽

27 ラインヘッセンの観光局が運営するウェブサイトを参照：<https://www.rheinhessen.de/en/regent>

28 *The Drink Business* 2018年8月6日付記事：<https://www.thedrinksbusiness.com/2018/08/scientists-engineer-supergrapes-to-combat-disease/>

培過程における農薬の投与量の削減につながる。このことから混植は、自然派ワインのつくり手を含め、環境持続可能性を追求するワイン生産者から注目を集めている。オーストラリアのウーフドラー（本稿5.2）のように、病気耐性の強いアメリカ系品種の混植であれば、農薬投与量はさらに減るであろう。

また混植混醸ワインの地域ブランドは、単一品種ワインやブレンドワインの地域ブランドとの差別化も行いやすい。伝統的なワイン生産方法としての混植混醸の復興は、ワイン産地における地域アイデンティティの醸成にも貢献し、当該地でのワインツーリズムの活性化にもつながるだろう。

こうしたことから、混植混醸によるワインづくりを再評価する動きが活発化している。オーストラリアではゲミシュター・サッツ（Gemischter Satz）と呼ばれる混植混醸によるワインづくりが、2013年に同国の地理的表示（DAC）の一つとして認定された。

DACゲミシュター・サッツの生産基準においては、少なくとも三種類以上の異なる品種のブドウを一つの同じブドウ畑において混植し、同時に収穫して混醸すること、ワインに使用する複数の品種のうち、最も使用比率の高いブドウ品種は全体の50%を超えてはならず、三番目に使用比率の高いブドウ品種は全体の10%以上を占めていなければならない、といった条件が定められている。

混植混醸によるワインづくりは、フランスのアルザス地方、ポルトガルのドウロ（Douro）地方、イタリアのフリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア（Friuli-Venezia Giulia）

州などでも再評価されており、さらに米国カリフォルニア州のナパ及びソノマ地方、オーストラリアのタスマニア島などでも行われている。世界無形遺産に登録されたジョージアでのクヴェヴリ（素焼きの壺）を使ったワインづくりにおいても、複数の固有品種の混植混醸が基盤となっている。

## 8. 地球温暖化の影響

### 8.1 地球温暖化がワイン産地にもたらす影響

温暖化によってワイン産地が受ける深刻な影響については、様々な研究調査結果が世界中で発表されてきた。そのうちの幾つかの事例を、以下に見てみたい。

#### <ブドウ果実に対する影響>

地球温暖化により、ブドウの成熟期（通常は9月～10月）が前進して高温の時期に成熟することにより、ブドウ果実の品質を変化させ、果実の糖度の上昇、アルコール濃度上昇、酸度の低下、香り成分の変質・低下、着色不良などの影響をもたらす（van Leeuwen et al., 2019）。

フランスのブルゴーニュ地方では、この状況を回避するために、ブドウの早摘みが行われてきた。科学誌「Climate of the Past」に掲載された論文によれば、ブルゴーニュ地方では最近の30年間において、温暖化に対応する形で、ブドウがかつての基準と比して二週間ほど早く収穫されている（Labbé et al., 2019）。しかしブドウが完全に成熟する前に早摘みすること自体が、ブドウ果実の品質に影響を与える。

フランスのボルドー地方でも、ブドウ果実が早くから過度に熟すようになり、収穫時期は過去30年で三週間も早まった一方で、タンニンや風味が十分作られる前に、糖度ばかりが高まる傾向にあるという<sup>29</sup>。

フランスのアルザス地方で栽培されるリースリングについては、かつての収穫期間は10月前半の二週間であったところ、当該収穫期間は9月前半の二週間に前進しており、時には8月終わりになることもある（van Leeuwen et al., 2019, p.5）。これによりリースリングの糖度が上がっており、香り成分の低下も懸念されている（van Leeuwen et al., 2019, p.5）。

ドイツのガイゼンハイム大学のSimone Loose教授らが世界45カ国の1,700人以上のワイン関係者に対して実施したインタビュー調査の報告書においては、（1）回答者の73%が温暖化による影響に対して懸念を表していること、（2）小規模ワイナリーの92%、ワイナリー協会（cooperatives）の89%、大規模ワイナリーの75%が過去5年間で温暖化の影響を感じていること、（3）流通業者の55%、大規模ワイナリーの45%、小規模ワイナリーの34%が、過去5年間におけるワインの官能的特徴の変化を感じていること、などが記されている（Simone & Pabst, 2019）。

世界10カ国（フランス、ドイツ、イギリス、オーストリア、イタリア、スペイン、アルゼンチン、アメリカ、オーストラリア、南アフリカ）の合計16のワイナリーからの報告をま

とめたレポート（Adelsheim et al., 2016）には、当該地において、温暖化によりブドウ収穫期の前進、糖度の上昇、酸度の低下といった現象が引き起こされていること記載されている。

#### <農薬使用量への影響>

温暖化は、大雨や干ばつなどの多発を誘引する。そして微生物や昆虫の生息環境にも影響を及ぼし、従来保たれていた昆虫や微生物を含んだ生態系のバランスが崩れ、ブドウ畑の害虫や病害を増大させる危険がある（Bois, Zito & Calonnet, 2017; Reineke & Thiéry, 2016）。その結果、ブドウ栽培はさらに農薬に依存し、その農薬による様々な弊害が増大する可能性がある。

#### <特定品種と特定産地の結びつきの変容>

地球温暖化により、世界の多くのワイン産地が、栽培品種の変更を迫られる可能性がある。その場合には、当該産地が長い年月の中で構築してきた地域ブランドの価値は低下し、当該産地は新規導入品種を軸に据えた地域ブランドを一から構築しなければならない。

例えば、カナダのブリティッシュコロンビア大などの国際研究チームは、ワイン用ブドウの主要な11品種の世界における栽培好適地が、地球温暖化の影響によって大幅に減少すると予測している（Morales-Castilla et al., 2020）。この研究によれば、赤ワイン用のピノノワールや白ワイン用のシャルドネなど11品種の栽培面積は、気温が1970年代に比べて

29 東京新聞2020年3月5日付記事： <https://www.tokyo-np.co.jp/article/26289>

2040年代に2度上昇した場合、56%減少し、80年前後に4度上昇した場合は85%減少する。ピノノワールとシャルドネは、フランスのブルゴーニュ地方の代表的なブドウ品種である。この研究によれば、温暖化の影響を受けるワイン産地においては、こうした伝統的に栽培されてきた品種から高温に強い品種へ切り替えることが求められる。

フランスのINRA（国立農学研究所）の研究者は、最悪のシナリオとして、2050年までにボルドー地方の気候がカベルネ種やメルロ種といった赤ワインの主要品種の栽培に適さなくなる可能性を指摘している<sup>30</sup>。

他方で地球温暖化は、これまで冷涼であるがゆえにブドウ栽培には向かないとされていた土地を、ブドウ栽培好適地に変える効果もある。具体的には、温暖化の影響により、ブドウ栽培好適地の北限が上昇しつつあり、イギリス、デンマーク、スウェーデン、フィンランドといった国々の南部はすでにブドウ栽培好適地になりつつある。日本でも北海道でも、かつては栽培が難しかったピノノワールの栽培が活発化している（廣田ほか, 2017）。

これらの新規にブドウ栽培好適地となったエリアでは、今後、特定のブドウ品種の栽培面積が拡大し、当該品種を軸とした地域ブランド政策が活発化していくと考えられる。

## 8.2 地球温暖化に対するワイン産地の対応策

地球温暖化の影響下において、ワイン産地において伝統的に栽培されてきた品種を維持

するための方策としては、（1）ブドウの成熟を遅延させるために、剪定時期を遅くする等の栽培方法を導入すること、（2）特定品種の栽培を維持するために、晩熟型のブドウ台木を当該品種に導入すること、（3）特定品種の栽培を維持するために、当該品種に関する晩熟型のクローンを選定して導入すること、（4）ブドウ栽培地の高所への移動、といったものが考えられる（van Leeuwen et al., 2019）。

（1）について、日本では、山梨大学を中心に、通常の栽培で果実を実らせるブドウの主枝（新梢）を開花前に剪定し、その後に遅れて伸びてくる芽（副梢）を生かすことで果実の成熟期を1カ月半ほど遅らせようとする方法が開発されている（岸本・山本, 2017）。（3）については、これまでのクローンの選定基準は、生産性の高さ、早熟性、糖度の高さなどが指標となってきたが、温暖化の影響下では、これとは真逆の指標のもとに、クローンが選定されることになる（van Leeuwen et al., 2019, p.10）。（4）については、標高が100メートル上がると、気温が0.65度下がることから、高所への移動はブドウの成熟を遅らせることにつながる（van Leeuwen et al., 2019, p.12）。しかしながらこれは、地域ブランドの対象エリアを変更することを意味し、その変更に応じた新しい地域ブランド政策の構築が必要となる。

また、こうした方策の他に、温暖化に対応した晩熟型の品種を新規に導入することも考

30 AFP 2011年2月14日付記事：<https://www.afpbb.com/articles/-/2785311>

えられる。新規導入用ブドウの選定については、ニュージーランドのリンカーン大学の研究者である Amber Parkerらが、温暖化の影響下におけるブドウ品種ごとの開花日とベレゾーン期（水回り期：果粒の軟化や着色が始まる時期）に関する数理モデルを開発しており、一定の指針を与えてくれる（Parker et al., 2013; Parker et al., 2020）。

温暖化に対応するために、すでに晩熟型のブドウ品種の新規導入を進めているワイン産地もある。例えば、フランス国内の地理的表示を統括するINAO（原産地呼称委員会）は、AOCの対象となるワイン生産地に対して、気候変動に対応した新しいブドウ品種の登録を推奨しており、2019年にAOCボルドー及びAOCボルドー・シュペリウールのワイン生産者連合は、フランスで初めて、気候変動に対応した新しいブドウ品種をワイン生産基準に導入した<sup>31</sup>。新規に導入された品種は、赤ワイン用としてアリナルノア（Arinarnoa）、カステ（Castets）、マルセラン（Marselan）、トゥリガ・ナショナル（Touriga Nacional）の4品種、白ワイン用としてアルヴァリーニョ（Alvarinho）、リリオリラ（Liliorila）、プティ・マンサン（Petit Manseng）の3品種である。

ただし、これら品種は補助品種として指定されており、その作付面積は当該ブドウ栽培エリアの5%までとされている<sup>32</sup>。また、アッサンプラージュ（ブレンド）によってワイン

をつくる際に、これら補助品種の総使用割合は10%を超えてはならず、これら補助品種の品種名をワインラベルに表示することはできない<sup>33</sup>。つまりこれら補助品種の導入は、伝統的な主要品種を軸とした地域ブランド政策を維持する中での、ある種の応急処置であるといえよう。他方で、温暖化が進む中で、ボルドーの主要品種であるカベルネ種やメルロ種といった品種の同地での栽培が難しくなった場合には、同地が長い伝統の中で築き上げてきた地域ブランド価値が大きく毀損し、新規導入品種を軸とした地域ブランドを一から構築していく必要がでてくる。

なお、本稿6で述べた高耐病性ブドウ品種の開発は、地球温暖化がもたらす病気や害虫による被害の増大への対応策でもある。

他方で、温暖化の影響により、新たにブドウ栽培好適地になる土地についても、上述のParkerのモデルなどを活用しつつ、本稿で述べたブドウ品種に関する文化経済的な価値も見極めながら、当該地に適応したブドウ品種を導入し、ワイン産地としての地域ブランドを確立していくことになる。

## 9. 結びに代えて

世界のワイン産地は、本稿で指摘したような様々な環境の変化に対応しながら、特定のブドウ品種を軸に据えた地域ブランド政策を

31 ボルドーワイン委員会が2019年7月に発行した「Climate Change: How the Bordeaux vineyards are planning ahead」と題するプレスリリースを参照：<https://www.bordeaux.com/media/wp-content/uploads/2019/07/Climate-change-in-Bordeaux-compress%C3%A9.pdf>

32 同上

33 同上

模索し、展開している。この点から、日本のワイン産地が学ぶことは多い。

日本においては、日本ワインの物珍しさからくる「日本ワインブーム」は、すでに終焉を迎えつつある。その中で、日本のワイン産地は、特定のブドウ品種を軸に据えた独自の地域ブランドを構築することが強く求められている。

#### <参考文献>

- Adelsheim, D. et al. (2016). Climate change: Field reports from leading winemakers. *Journal of Wine Economics*, 11(1): 5-47.
- Anderson, Kym and Signe Nelgen (2020). Which Winegrape Varieties are Grown Where? a global empirical picture (Revised Edition). The University of Adelaide.
- Arche Noah (2017). *Forbidden Fruits: The fabulous destiny of Noah, Othello, Isabelle, Jacques, Clinton and Herbemont*. Arche Noah.
- Bois, B., Zito, S., and Calonnec, A. (2017). Climate vs grapevine pests and diseases worldwide: the first results of a global survey. *OENO One*, 51(2), 133-139.
- Demossier, Marion (2018). *Burgundy – A Global Anthropology of Place and Taste*. London: Berghahn.
- Labbé, Thomas, Christian Pfister, Stefan Brönnimann, Daniel Rousseau, Jörg Franke, and Benjamin Bois (2019). The longest homogeneous series of grape harvest dates, Beaune 1354–2018, and its significance for the understanding of past and present climate. *The Climate of the Past*, 15, 1485–1501.
- Loose, Simone and Evelyn Pabst M. (2019). *Prowein Business Report 2019: Climate Change*. Prowein.
- Matthews, Mark A. (2015). *Terroir and Other Myths of Winegrowing*. California: University of California Press.
- Morales-Castilla, Ignacio, Iñaki García de Cortázar-Atauri, Benjamin I. Cook, Thierry Lacombe, Amber Parker, Cornelis van Leeuwen, Kimberly A. Nicholas, and Elizabeth M. Wolkovich (2020). Diversity buffers winegrowing regions from climate change losses. *PNAS*, 117 (6), 2864-2869.
- Parker, A. et al. (2020). Temperature-based grapevine sugar ripeness modelling for a wide range of *Vitis vinifera* L. cultivars. *Agricultural and Forest Meteorology*, 285, 107902.
- Parker, A. et al. (2013). Classification of varieties for their timing of flowering and veraison using a modelling approach: A case study for the grapevine species *Vitis vinifera* L. *Agricultural and Forest Meteorology*, 180, 249-264.
- Reineke, A., and Thiéry, D. (2016). Grapevine insect pests and their natural enemies in the age of global warming. *Journal of Pest Science*, 89(2), 313-328.
- Robinson, Jancis (eds.) (2015). *The Oxford Companion to Wine*. Oxford: Oxford University Press.
- Robinson, Jancis, Julia Harding and José Vouillamoz (2012). *Wine Grapes: A Complete Guide to 1,368 Vine Varieties, including their Origins and Flavours*. Ecco.
- Schneider, C., Onimus, C., Prado, E., Dumas, V., Wiedemann-Merdinoglu, S., Dorne, M.A., Lacombe, M.C., Piron, M.C., Umar-Faruk, A., Duchêne, E., Mestre, P. and Merdinoglu, D. (2019). INRA-ResDur: the French grapevine breeding programme for durable resistance to downy and powdery mildew. *Acta Hort.* 1248, 207-214.
- Taber, George M. (2005). *Judgement of Paris: California vs. France and the historic 1976 tasting*. New York: Scribner.
- van Leeuwen, C. et al. (2019). An Update on the Impact of Climate Change in Viticulture and Potential Adaptations. *Agronomy*, 9(9), 514.
- Veale, Roberta and Quester, Pascale (2008). Consumer Sensory Evaluations of Wine Quality: The Respective Influence of Price and Country of Origin. *Journal of Wine Economics*, 3(1), 10-29.
- 岸本宗和・山本哲楠 (2017) 「Cabernet Sauvignon および Merlot の副梢果房を用いた 赤ワインの醸造」 *日本醸造協会誌*112(11), 758-764.
- 国税庁 (2020) 「国内製造ワインの概況 (平成30年度調査分)」 *国税庁課税部酒税課*
- 児玉徹 (2021a) 「スペインのワイン産地は「ブルゴーニュ化」できるのか? - 既存制度への対抗から生まれる伝統・文化の萌芽 -」 *物流問題研究*, 70, 163-184.
- 児玉徹 (2021b) 「「ブルゴーニュワイン」の誕生と普及 - 創造性と虚構性を携えた情報デザインの観点から-」 *流通経済大学流通情報学部紀要* 25(2) 75-131.
- 児玉徹 (2020a) 「ワイン及び日本酒に関する環境保全型の地域ブランド政策 - 関連事例の国際比較から見えてくるもの」『*流通経済大学論集*』55(3), 29-68.
- 児玉徹 (2020b) 「フランスのワイン産地における環境保全型の地域ブランド政策」『*物流問題研究*』69, 144-161, 流通経済大学物流科学研究所発行.
- 児玉徹 (2020c) 「地理的表示はワインのテロワールを保証するのか ~法政策、科学、そして「創られた伝統」の相克の間で~」『*流通経済大学論集*』55(2), 39-64.
- 児玉徹 (2020d) 「国際ブドウ・ワイン機構 (OIV) の第42回世界大会での研究発表及び大会プログラム参加報告」 *流通経済大学 社会学部論叢*31(1), 99-120.
- 児玉徹 (2017) 「世界で活発化するワインツーリズム」『*季刊 国際貿易と投資*』108, 191-199.
- 廣田知良・山崎太地・安井美裕・古川準三・丹羽勝久・根本学・濱崎孝弘・下田星児・菅野洋光・西尾善太 (2017) 「気候変動による北海道におけるワイン産地の確立—1998年以降のピノ・ノワールへの正の影響—」『*生物と気象*』, 17, 34-45

本稿の脚注において掲載したインターネットリソースは、すべて2021年9月22日に閲覧した。